

令和5年版 妙高市の環境

～令和4年度 環境集～



妙高市 環境生活課

目 次

第1章 妙高市の概況

1 位置・地勢	1
2 気候	1
3 人口・世帯数	2
4 産業	3
5 土地利用	4
6 交通	4
7 環境行政の沿革	5

第2章 脱炭素化

1 地球温暖化の防止に貢献するまち	
1) 省エネルギーの徹底	8
2) 再生可能エネルギーの普及拡大	8
3) 脱炭素型まちづくりの推進	9
2 気候変動に適応するまち	
1) 気候変動に強いまちづくりの推進	10
2) 気象災害、熱中症・感染症等への対策の推進	10

第3章 資源循環

1 「もったいない」のライフスタイルが広がり、資源が循環するまち	
1) 資源を大切に使う行動の定着と資源の有効利用の推進	11
2) ごみ散乱・不法投棄の防止	11
3) ごみ処理施設等の延命化と効率化	12

第4章 自然共生

1 美しい自然環境を守り、共に生きるまち	
1) 自然環境の保全と活用	14
2) 生物多様性の保全	15
3) 環境保全型農業の推進	17
4) 農地の保全と活用	17
5) 森林の多面的機能の維持・発揮	19

6) 水辺空間の保全	20
------------------	----

第5章 環境保全

1 安全・安心に、快適に暮らせるまち

1) 環境リスクの管理	20
2) 地域ぐるみの美化活動の促進	44

第6章 学びと行動

1 みんなが環境について学びを深め、次代へ引き継ぐために行動するまち

1) 学び	45
2) 行動	46

第1章 妙高市の概況

1 位置・地勢

妙高市は、新潟県の南西部に位置し、新潟県上越市・糸魚川市、長野県飯山市・長野市・北安曇郡小谷村・上水内郡信濃町に接しています。大きさは、東西に33.7km、南北に30.1kmで、総面積は445.63 km²です。

西部には日本百名山の妙高山(2,454m)や火打山(2,462m)に代表される標高2,000m超級の山岳が峰を連ね、妙高山麓には高原丘陵地帯が形成されており、東部には高田平野が広がり、日本海へと続いています。また、妙高連峰に源を発し、中央部を貫流し日本海に流下する関川をはじめ、渋江川、矢代川など大小の河川は肥沃な扇状地を形成し、北部には優良農地が広がっています。

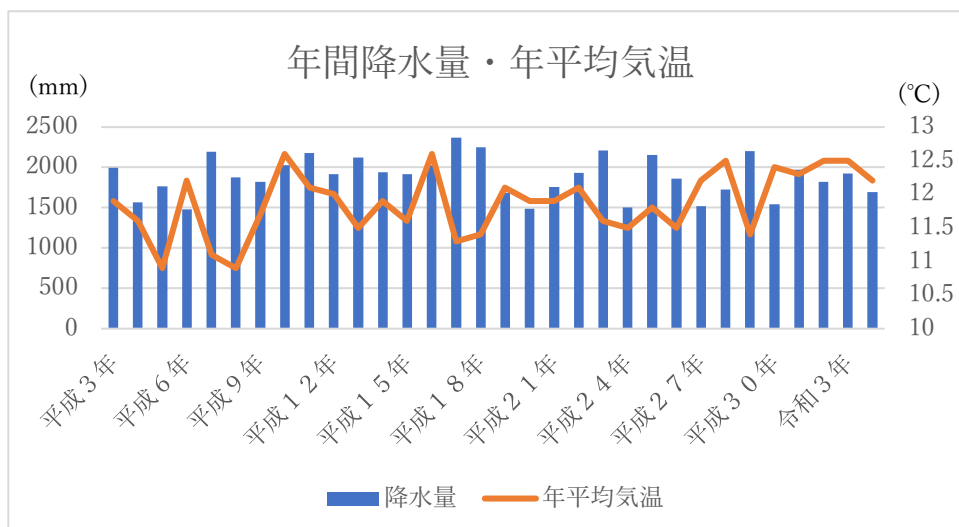
妙高山麓一帯は、妙高戸隠連山国立公園に属し、雄大な自然景観と四季折々の変化に富み、湧出量の豊富な温泉や多くのスキー場を有する観光地となっています。

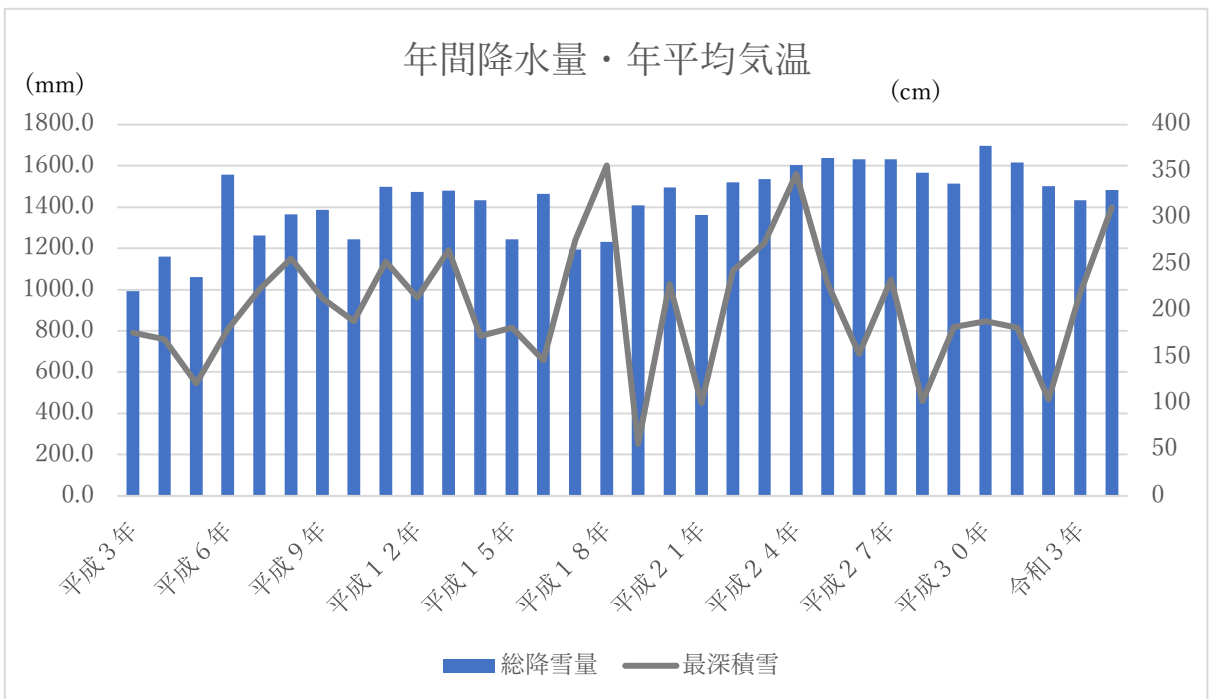
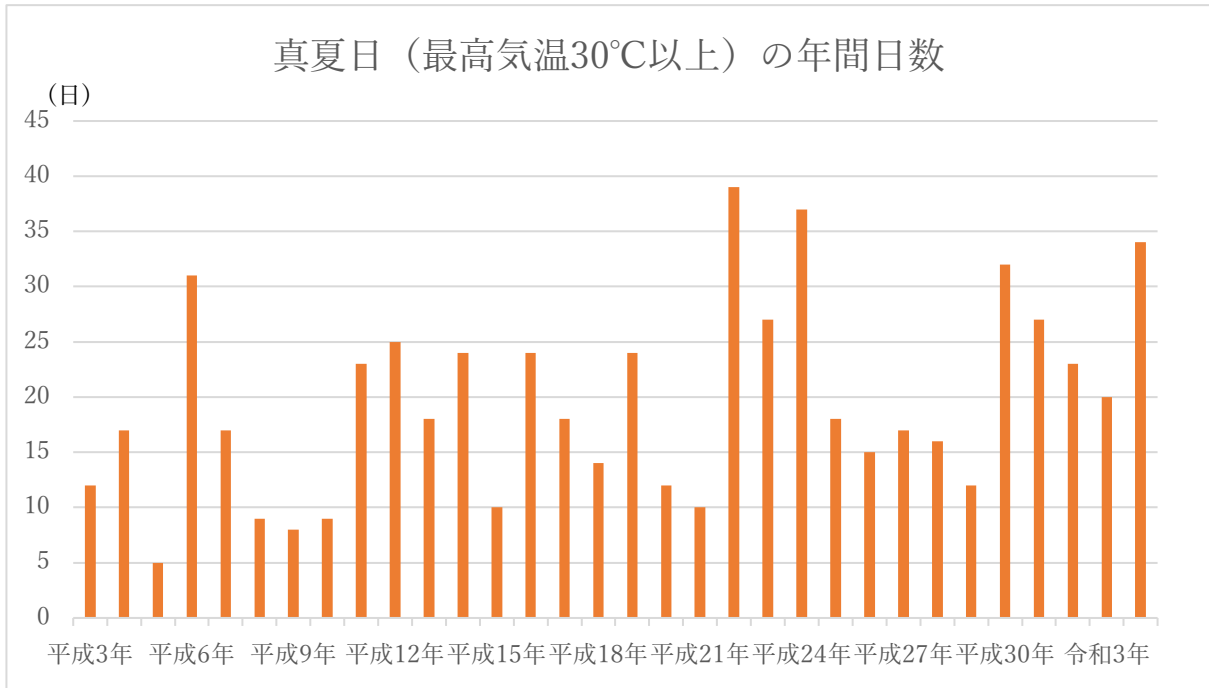
2 気候

妙高市は、日本海側特有の気候です。夏季は高温多湿、冬季は大陸からの季節風により、大変降雪量の多い地域です。

平成3年からの年降水量と年平均気温を見ると、降水量は年によってバラつきはありますが、平均で1,888 mmとなっています。年平均気温は地球温暖化に伴って上昇傾向にあり、真夏日の年間日数も増加傾向にあります。一方、年間の総降雪量については減少傾向が見られます。

(気象庁関山観測所)





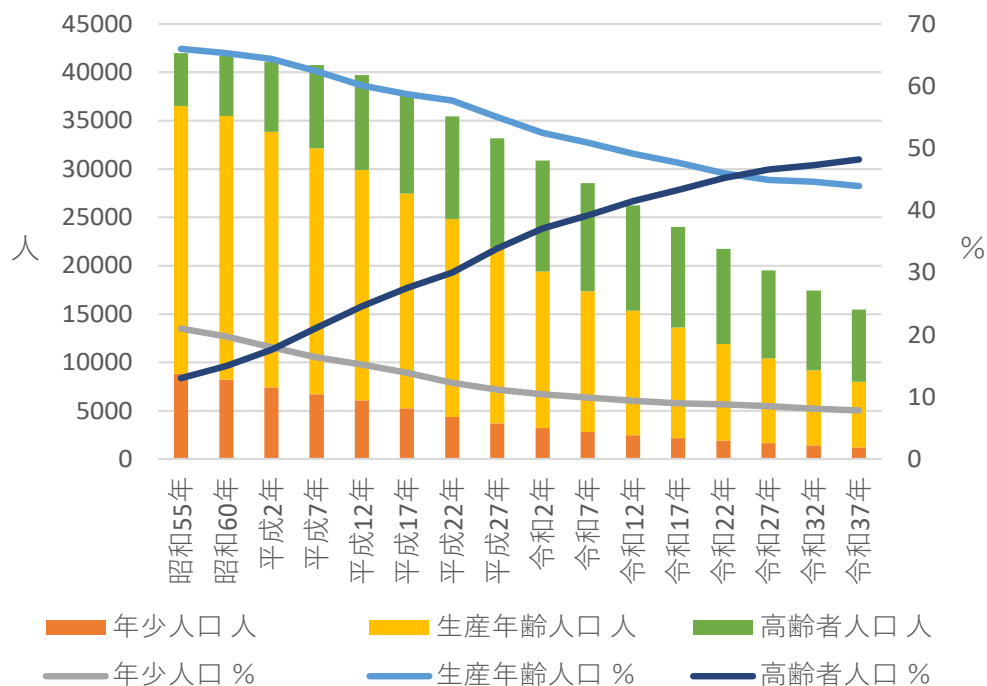
3 人口・世帯数

妙高市の人口は昭和20年の60,473人をピークに減少の一途をたどっており、令和2年の国勢調査では30,383人で、平成27年に比べ2,797人(8.4%)減少しています。国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計では、令和12年には26,231人、令和42年には13,679人にまで減少するとされています。

年齢3区分別の人口構成比を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加するという少子高齢化が進んでいます。平成27年の国勢調査では、年少人口が11.2%、生産年齢人口が55.0%、高齢者人口が33.8%となっており、今後もこの傾向が続くと見込まれます。

世帯数も年々減少を続けており、令和2年の国勢調査では11,341世帯で、前回調査から221世帯（1.9%）の減少となっています。

■総人口と年齢3区分別人口構成比



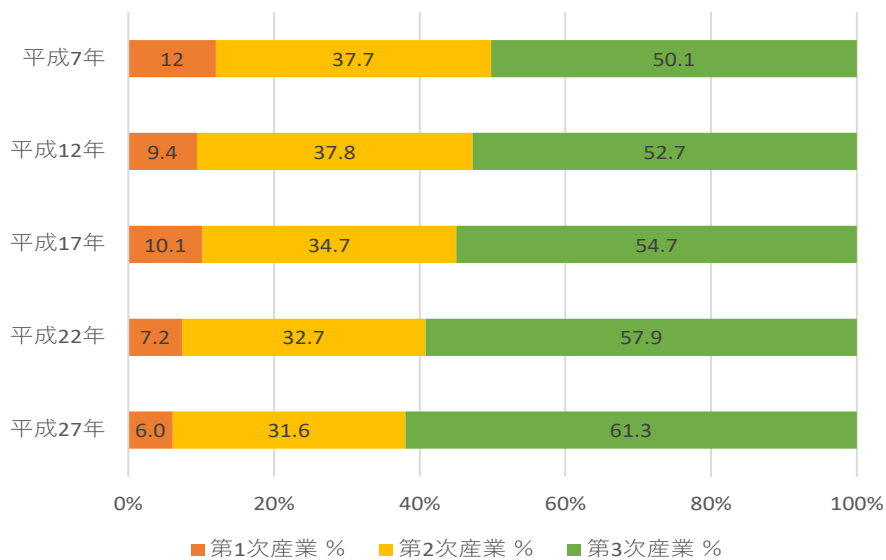
資料：国勢調査、社人研

4 産業

妙高市の就業者数は、平成27年の国勢調査では16,498人となっており、平成22年の前回調査に比べ643人（3.8%）減少しています。

産業構造別就業者数の構成比を見ると、第3次産業（医療・福祉、卸売・小売、飲食店・宿泊業など）が61.3%（前回調査57.9%）で最も高く、次いで第2次産業（製造業、建設業など）の31.6%（同32.7%）、第1次産業（農業など）の6.0%（同7.2%）の順となっています。第3次産業の割合が増加する一方で、第1次産業、第2次産業の割合が減少する傾向が続いています。

■産業構造別就業者数の推移



資料：国勢調査

5 土地利用

妙高市の地目別の土地利用状況（雑種地等を除く）を見ると、山林（46.7%）が最も多くを占め、次いで原野（8.7%）、田（5.5%）となっています。

また、市の総面積の 30.7% に当たる 13,669ha が都市計画区域に、37% に当たる 16,510ha が農業振興地域に指定されています。

■土地の利用状況（平成 31 年 1 月 1 日現在）

（単位：ha・%）

田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地等	総面積
2,471.0 (5.5)	754.0 (1.7)	1,068.1 (2.4)	23.3 (0.1)	20,815.5 (46.7)	3,875.5 (8.7)	15,555.8 (34.9)	44,563.0 (100)

資料：統計データハンドブック（令和元年度）市町村勢編

6 交通

妙高市の基幹道路は市域を南北に縦断する国道 18 号・292 号で、隣接する上越市や信濃町、飯山市を結ぶ重要な役割を担っています。

鉄道は、えちごトキめき鉄道はねうまラインが国道 18 号と並走するように市域を縦貫し、市民の通勤・通学の主要な交通機関となっているほか、東京・金沢間を結ぶ北陸新幹線が通っています。

7 環境行政の沿革

- H11. 3 環境基本条例制定
- H13. 11 新井頸南広域環境基本計画策定
- H17. 4 市町村合併（新井市・妙高村・妙高高原町）
- H18. 3 第1次妙高市総合計画策定
- H18. 3 水創生推進計画策定
- H18. 3 第1次妙高市一般廃棄物処理基本計画策定
- H19. 3 妙高市役所 ISO9001・14001 認証取得
- H21. 3 妙高市役所・新井頸南広域行政組合地球温暖化対策実行計画策定
- H22. 3 妙高市地球温暖化対策地域推進計画策定
- H23. 3 妙高市都市計画マスタープラン策定
- H23. 3 妙高市地球温暖化対策地域推進計画アクションプラン策定
- H24. 3 妙高市環境基本計画策定
- H25. 3 第2期妙高市役所・新井頸南広域行政組合地球温暖化対策実行計画策定
- H25. 1 第1次妙高市一般廃棄物処理基本計画の見直し
- H25. 3 水創生推進計画の見直し
- H27. 3 第2次妙高市総合計画策定
- H27. 3 第2期妙高市役所・新井頸南広域行政組合地球温暖化対策実行計画の改訂
- H27. 8 妙高ビジョン策定
- H28. 3 第2次妙高市一般廃棄物処理基本計画策定
- H29. 2 第3期妙高市役所地球温暖化対策実行計画策定
- R 1. 4 第2次妙高市地球温暖化対策地域推進計画策定
- R 1. 12 第3次妙高市総合計画策定
- R 2. 6 妙高山・火打山地域自然資産地域計画策定
- R 2. 6 生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言
- R 3. 3 妙高ビジョン一部改訂
- R 3. 3 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例制定
- R 3. 3 妙高市希少野生動植物保護条例制定
- R 4. 3 第2次妙高市環境基本計画策定
- R 5. 3 妙高市ゼロカーボン実行計画 策定

○第2次妙高市環境基本計画（R4.3）

<目指すべき環境像>

妙高の自然と人間が共生した、脱炭素で持続可能なまち

■推進する5つの柱

目指すべき環境像『妙高の自然と人間(ひと)が共生した、脱炭素で持続可能なまち』を実現するために、本市の環境に関する現状などを踏まえ、次の5つの柱を設定し、市民、事業者、市、滞在者が一体となり環境の保全及び創造を推進します。

1. 地球環境を保全していくためには、地球温暖化対策への対応が重要であり、その地球温暖化が、私たちの日常生活や事業活動による影響が大きいことを認識し、市民、事業者、市が一体となって限りある資源・エネルギーの有効利用や、再生可能エネルギーの普及・導入などにより、地域特性を活かした地球温暖化防止や気候変動等への対応を進め、脱炭素のまちを目指します。

<関連する目標>

基本目標①：地球温暖化の防止に貢献するまち【脱炭素化】

基本目標②：気候変動に適応するまち【気候変動適応】

2. 廃棄物の適正処分と発生抑制の定着化を図るとともに、3 Rの取組による循環型のまちを目指します。

<関連する目標>

基本目標③：「もったいない」のライフスタイルが広がり、資源が循環するまち
【資源循環】

3. 人々に潤いや恵みをもたらし、様々な動植物の生息・生育の場となっている妙高山麓の豊かな自然環境を保全し、次代へ引き継いでいくため、市民一人ひとりが自然環境に対する関心を高めていくとともに、保全活動を通して多様な動植物の生息・生育環境の保全とその活用に努め、自然と人間（ひと）が共生するまちを目指します。

<関連する目標>

基本目標④：美しい自然環境を守り、共に生きるまち【自然共生】

4. 私たちの日常生活や事業活動が原因となっている大気や水質の環境汚染、騒音や悪臭を未然に防止するとともに、地域ぐるみの美化活動等により、市民が健康で安全・安心に暮らせるまちを目指します。

<関連する目標>

基本目標⑤：安全・安心に、快適に暮らせるまち【環境保全】

5. 市民や事業者が主体的に環境保全活動に取り組むことができるように、環境情報や学習機会を提供するとともに、それぞれの主体が有する環境に関する知識や知恵を活用し、主体同士が連携・協働して環境問題の解決や保全活動などに取り組めるまちを目指します。

<関連する目標>

基本目標⑥：みんなが環境について学びを深め、次代へ引き継ぐために行動するまち【学びと行動】

第2章 脱炭素化

1 地球温暖化の防止に貢献するまち

1) 省エネルギーの徹底

①脱炭素ライフスタイルの推進

- ・地域説明会や各種イベント、市報での周知などにおいて、省エネ・脱炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する「賢い選択」を促す「COOL CHOICE」の普及に努めるとともに、マイバッグ、マイボトルの持参を促すなど、身近でできる脱炭素に向けた行動の普及を図りました。

②省エネルギー設備・機器への転換

- ・ZEH・ZEBの普及・導入拡大に向け、具体的取組を企画・実施するための官民連携組織として「妙高市ゼロカーボン推進協議会（ZEH部会）」を設立し、住宅の断熱・気密性能の高い住宅の普及に向けた補助を創設しました（R5当初予算で予算化）。
- ・断熱性能を高めるための住宅改修（ゼロカーボン推進工事）や省エネ性能の高い機器への買い替えなどに対して補助を行いました（建設課：安全・快適住まいづくり事業）。

環境指標	現況値（H30）	目標値（R13）
市内の年間二酸化炭素排出量	318,000t-CO2/年	205,000t-CO2/年

【実績】

H30	R1	R2
318,000t-CO2/年	299,000t-CO2/年	293,000t-CO2/年

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
ZEHの要件を満たした住宅	50軒	500軒

【実績】

R2	R3	R4
50軒	-	-

2) 再生可能エネルギーの普及拡大

① 自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用策の推進

- ・ 妙高市ゼロカーボン実行計画に基づき、妙高市の地域特性に適した再エネの最大限の導入に向けた検討を進めました。
- ・ 民間事業者による地熱発電開発について、地域との協議会において共同事務局を務めるなど、連携して事業を進めるほか、地域住民とともに地熱発電に対する理解を深め、地熱資源の二次利用等について検討しました。

環境指標	現況値 (R2)	目標値 (R13)
再生可能エネルギー導入公共施設数	8 施設	16 施設以上

【実績】

R2	R3	R4
8 施設	8 施設	28 施設

環境指標	現況値 (R2)	目標値 (R13)
住宅用太陽光発電システム設置に対する市の補助件数 (総数)	0 件	100 件以上

【実績】

R2	R3	R4
0 件	0 件	0 件

3) 脱炭素型まちづくりの推進

① 脱炭素型都市の形成

- ・ 長寿命で省エネ効果の高い照明への切り替えを進めるため、民間事業者からの提案を受け、リース方式による公共施設の照明のLED化の検討を始めました。

② 自動車交通の脱炭素化の推進

- ・ 相乗りや公共交通機関の利用により自動車の排気ガス発生抑制に取り組むため、市役所自らが率先して優良事例となるよう職員のエコ通勤に取り組み、さらに月1回はエコ通勤デー強化日を設けて積極的に取り組みました。

≪環境目標≫

環境指標	現況値 (R2)	目標値 (R13)
運輸部門の年間二酸化炭素排出量	62,000 t -Co2/年	46,000 t -Co2/年

2 気候変動に対応するまち

1) 気候変動に強いまちづくりの推進

①気候変動の現状と影響の的確な把握

- ・既に気温の上昇や豪雨の頻度の増加、降水日数の減少、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、自然及び人間社会に重大な影響を及ぼしている気候変動の影響を市民に広く共有を図りました。

②気候変動適応策の推進

- ・地球温暖化防止のため、平成 21 年度に「妙高市地球温暖化対策地域推進計画」を策定、平成 31 年 4 月に第 2 次妙高市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に努めてきました。
- ・令和 4 年度には「妙高市ゼロカーボン実行計画」を策定し、2030 年度 (R12) における温室効果ガスの排出量を 2013 年度 (H25) 比で 50%削減、2050 年度 (R32) における温室効果ガスの排出量を 2013 年度 (H25) 比で実質ゼロとする目標を掲げ、この実現のため、市民・事業者・行政が一体となって取り組みました。

■温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移

部門・分野	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)
合 計	379	341	322	337	322	318	299	293
産業部門	171	149	145	164	149	151	137	145
業務その他部門	64	59	49	48	46	45	45	37
家庭部門	68	59	56	52	55	52	51	48
運輸部門	75	73	72	72	71	70	65	62
廃棄物分野（一般廃棄物）	1	1	1	1	1	1	1	1
基準年 (H25：2013) 度比	—	-10.2%	-15.1%	-11.2%	-15.1%	-16.1%	-21.1%	-22.9%

2) 気象災害、熱中症・感染症等への対策の推進

①気象災害、熱中症・感染症等への対策の推進

- ・市の保健衛生や医療部門等を中心に、国や県とも連携し、必要に応じ熱中症や感染症の予防について、適宜周知啓発を図りました。

第3章 資源循環

1 「もったいない」のライフスタイルが広がり、資源が循環するまち

1) 資源を大切に使う行動の定着と資源の有効利用の推進

①廃棄物の発生・排出抑制の推進

- ・使い捨て商品避ける、マイバッグやマイボトルなどを持参する、必要な物を必要な量だけ買うといった意識を啓発し、ごみの排出抑制（リデュース）に積極的に取り組みました。
- ・物は大切に長く使うという意識を高めるとともに、リユースコーナーや不用品登録制度を周知し、不用品の再利用（リユース）を促しました。

②資源の有効利用の推進

- ・ごみのリサイクルを推進するため、分別方法などに関する情報を提供し、分別の徹底を図りました。
- ・資源化が可能なごみについて、新たな再資源化の手法を検討し、さらなるリサイクルの推進・拡大に取り組みました。
- ・製品プラスチックを含め、プラスチック資源のわかりやすい分別収集やリサイクル手法について検討しました。
- ・家庭での生ごみの自家処理や堆肥化を推進しました。
- ・家庭ごみや事業ごみへの混入が多い紙・布・プラスチック類の分別について、周知啓発に取り組みました。
- ・事業所におけるごみの適正な分別方法を指導し、再資源化を推進しました。
- ・飲食店等における食べきり運動の普及、自宅での食品ロス削減への配慮促進など、食品廃棄物の削減に向けた取組を推進しました。

2) ごみ散乱・不法投棄の防止

- ・不法投棄防止対策として、不法投棄監視員や市クリーン巡視員との連携による監視活動、回収作業などを行いました。
- ・警察や県と連携し、6月の不法投棄監視・防止強化月間事業の実施、広報活動等による不法投棄の防止に努めました。

■不法投棄箇所及び不法投棄物回収量

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
前年度末投棄箇所数 a	0 カ所	1 カ所	0 カ所	1 カ所	0 カ所	0 カ所
新規発見箇所数 b	10 カ所	9 カ所	23 カ所	16 カ所	9 カ所	11 カ所
回収完了箇所数 c	9 カ所	10 カ所	22 カ所	17 カ所	9 カ所	11 カ所
年度末投棄箇所数 a+b-c	1 カ所	0 カ所	1 カ所	0 カ所	0 カ所	0 カ所
不法投棄物回収量	5,780 kg	9,925 kg	7,811 kg	6,410 kg	5,256 kg	3,700 kg

3) ごみ処理施設等の延命化と効率化

①持続可能な適正処理の確保と維持管理の効率化

- ・妙高クリーンセンターは、老朽化に対応するとともに、環境基準を順守するため、長寿命化総合計画に基づく基幹改良工事を行い、施設の延命化と安全で適正な維持管理に努めました。
- ・あらい再資源センターは、老朽化に対応するため、施設の適正な機能維持を図るとともに、今後の施設のあり方を検討しました。
- ・妙高高原最終処分場は、引き続き環境基準を順守した適正な維持管理を行いました。
- ・埋立てごみの破碎による減容化を徹底することで、搬入量の削減に努め、最終処分場のさらなる延命化を図るとともに、埋立完了後以降の最終処分方法の検討を進めました。

<環境目標>

環境指標	現況値 (R 2)	目標値 (R13)
クリーンセンターにおけるごみの焼却処分量	9,369 t	8,359 t

【実績】

R2	R3	R4
9,369 t	9,278 t	9,511 t

環境指標	現況値 (R 2)	目標値 (R 13)
最終処分場での年間処分量	1,037 t	960 t

【実績】

R2	R3	R4
1,037 t	1,029 t	872 t

第4章 自然共生

1 美しい自然環境を守り、共に生きるまち

1) 自然環境の保全と活用

①環境配慮への適正指導・監視

国立公園・県立公園では、将来にわたる持続的な保全・活用を図るため、適正な指導を行いました。

■自然公園法による指定

公園名	区分	面積
妙高戸隠連山国立公園	特別保護地区	1,805ha
	第1種特別地域	1,768ha
	第2種特別地域	5,693ha
	第3種特別地域	6,901ha

■新潟県立自然公園条例による指定

公園名	区分	面積
久比岐県立自然公園	第3種特別地域	1,880ha

■「妙高市の自然環境を守る条例」に指定されている自然環境保護地区

指定地区名	面積	指定地区名	面積
南葉山系自然環境保護地区	5,193ha	東山丘陵自然環境保護地区	450ha
黒倉山系自然環境保護地区	1,722ha	松山自然環境保護地区	229ha
高床山系自然環境保護地区	484ha	経塚山自然環境保護地区	6ha

②地域資源としての保全と活動

- ・ライチョウが安定的に生息できる環境づくりを進めました。
- ・いもり池における外来生物対策など、自然環境を脅かす各種課題の解決に向けた保全活動を強化しました。
- ・登山道、遊歩道等の施設整備や適正な維持管理を進めました。
- ・妙高高原ビジターセンターを核として、ネイチャーツアーの充実を図りました。

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
ライチョウの確認数	22羽	現状の個体数を維持

【実績】

H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
24羽	19羽	12羽	24羽	22羽	18羽	27羽

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
国立公園妙高利用者数	1,162千人	1,850千人

【実績】

R2	R3	R4
1,162千人	1,023千人	1,277千人

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
入域料協力金額	398万円	450万円

【実績】

R元	R2	R3	R4
3,706,039円	3,983,861円	4,223,119円	4,214,810円

2) 生物多様性の保全

① 貴重な動植物の保護

- ・保護すべき野生動植物の生息・育成状況の把握、絶滅が危惧される野生動植物や保護地域などについて、地域研究者の見識や妙高高原ビジターセンターなどに寄せられる情報をもとに把握し精査した上で調査研究を進めるとともに、妙高市希少野生動植物保護条例（後記）などの法令規制につなぎました。
- ・野生鳥獣の保護や繁殖を図るため、当市内では3区域が鳥獣保護区(県指定)に指定されています。

■鳥獣保護区

名称	位置又は区域	面積 (ha)	区分	存続期間
いもり池	妙高市市内	87	森林鳥獣生息地	H27.11.1～ R7.10.31
妙高山	妙高市・糸魚 川市市内	13,846	大規模生息地	H26.11.1～ R6.10.31
火打山 (特別保護地区)	妙高市・糸魚 川市市内	2,516	大規模生息地	H26.11.1～ R6.10.31

②希少野生動植物・高山植物の保護及び生物多様性の保全

- ・市民の貴重な財産である野生動植物を絶滅の危機から守り次代へ継承するため、「妙高市希少野生動植物保護条例」に基づき、希少な野生動植物の調査と保全に努めました。
- ・条例では、個体数が少ないまたは減少傾向にあるなどの種を希少野生動植物として取扱いを定めています。その中の特に保護が必要な種を指定希少野生動植物として指定し、さらに慎重な取り扱いとしています。

希少野生動植物	指定希少野生動植物
75種	22種

③野生鳥獣の個体調整

- ・地球温暖化による生態系の変化や耕作放棄地の増加といった要因により、ツキノワグマやイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの野生鳥獣は年々生息数の増加や生息域の拡大が見受けられており、それに伴った人的被害及び農作物、貴重な動植物等への被害を防止するため、住民への注意喚起と情報提供、防除活動を行うとともに、安定的に実施可能な捕獲体制の整備を進めました。
- ・また、関係機関や住民代表などから構成される「妙高市鳥獣被害対策協議会」の事務局として情報の共有と連携強化を図りながら、効果的な被害防止対策を推進することに努めました。

＜鳥獣の出没状況＞

鳥獣種別	区分	H30	R元	R2	R3	R4
ツキノワグマ	目撃数（件）	51	79	54	30	19
	捕獲数（頭）	10	21	19	19	10
ニホンザル	目撃数（件）	1	1	1	0	1
	捕獲数（匹）	22	2	6	6	4
イノシシ	目撃数（件）	9	5	5	2	2
	捕獲数（頭）	131	53	149	203	96
ニホンジカ	目撃数（件）	2	2	1	1	0
	捕獲数（頭）	23	6	176	154	24
カラス	捕獲数（羽）	15	60	100	70	40
ハクビシン	捕獲数（匹）	7	10	36	71	46

※ 目撃数は実際に個体を目撃した数で、足跡などの痕跡情報を除く

※ ニホンザルの目撃数は新井地域のみ

※ R元～R4のイノシシとニホンジカの捕獲数は県事業との合算値

※ このほかにもカモシカ、タヌキなどの目撃情報が寄せられている（カモシカは捕獲不可）

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
イノシシ、クマ等による人的被害件数	1件	0件

【実績】

R2	R3	R4
1件	1件	0件

3) 環境保全型農業の推進

- ・国の制度などを活用した環境保全型農業を推進し、環境にやさしい農産物づくりに努めました。
- ・折組者数が減少している新潟県特別栽培農産物認証制度※ について、環境保全効果などを周知啓発し、取組の拡大に努めました。

※ 新潟県特別栽培農産物認証制度・・・農産物（水稻含む。）の農薬や化学肥料の5割低減栽培の推進

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
環境保全型農業直接支援対策事業における取組面積	56.8ha	110ha

【実績】

R2	R3	R4
56.8ha	57.0ha	57.3ha

4) 農地の保全と活用

①優良農地の確保と農地利用の最適化の推進

- ・ほ場整備を契機とし、区画拡大による農作業の効率化を図るとともに、集落内での話し合いによりマッチングを進め、農地中間管理事業（国事業）等の活用により、意欲のある担い手への農地の集積・集約化を促進し、耕作放棄地の発生抑制に努めました。
- ・農地・農業用施設の適切な保全管理を進め、農作業の効率化・省力化を図るため、ICTを活用したスマート農業を推進しました。
- ・適正な土地利用を図ることにより、農地の保全を図り、水源涵養や洪水防止、棚田による景観形成など、農地の持つ多面的機能の維持・向上を図りました。

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
担い手への農地の集積率	45.7%	70.0%

【実績】

R2	R3	R4
45.7%	47.1%	46.9%

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
有害鳥獣による農作物被害額	870千円	0千円

【実績】

R2	R3	R4
870千円	634千円	1,001千円

②鳥獣による農作物被害の防止

農林課により、電気柵の貸出整備や研修会・学習会の開催等を実施しました。

<農作物への被害状況>

鳥獣種別	区 分	H30	R 元	R2	R3	R4
ツキノワグマ	被害面積(a)	0	0	0	0	0
	被害金額(千円)	0	0	0	0	0
ニホンザル	被害面積(a)	0	0	0	0	0
	被害金額(千円)	0	0	0	0	0
イノシシ	被害面積(a)	311	548	236	197	97
	被害金額(千円)	1,150	1,922	857	628	34
鳥 類	被害面積(a)	13	13	13	25	12
	被害金額(千円)	4	7	13	6	2

※ 被害の数値は、「水稻共済災害種類別支払明細（新潟県農業共済組合上越支所）」による。

※ R4年度の被害状況については、農済の提供データの形式変更に伴い、「被害金額」から「支払共済金額」に変更されている。

5) 森林の多面的機能の維持・発揮

- ・森林の有する多面的機能を発揮させるため、国・県・市の森林にかかる各種支援事業に加え、森林環境譲与税を活用して、森林所有者や林業経営体と連携し、下刈りや除間伐等の適切な森林整備を推進しました。

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
市内にある民有林、分収林の森林整備面積	367ha	802ha

【実績】

R2	R3	R4
367ha	412ha	459ha

6) 水辺空間の保全

- ・多様な動植物が生息・生育する河川や水路など、豊かな水辺環境を保全するため、適正な流水の確保、生活排水の水洗化の促進による水質の改善等に関係機関と連携を図り取り組みました。
- ・砂防・水辺公園など、市民が水に親しみ、水環境への理解を深めることにつながる施設の維持・保全や整備を進めるとともに、河川などの清掃・美化活動の実施やごみ投棄の監視など、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動を行いました。

環境指標	現況値 (R 2)	目標値 (R 13)
砂防・水辺公園の整備数	14 か所	現状維持

【実績】

R2	R3	R4
14 か所	14 か所	14 か所

第5章 環境保全

1 安全・安心に、快適に暮らせるまち

1) 環境リスクの管理

(1) 大気環境の保全

大気汚染の原因は、工場や事業所、自動車などから排出されるばい煙(二酸化硫黄、窒素酸化物、一酸化窒素、炭化水素など)等の有害物質によるものとされます。新潟県では県内26の測定局において、大気汚染常時監視テレメータシステムを用いて大気汚染物質による環境の汚染状態や気象条件、大規模な工場における大気汚染物質の排出濃度などの測定データを自動的に収集して大気の汚染状況を常時監視し、汚染の状態がひどくなった場合には、注意報の発令等を行っています。市内には大崎測定局(妙高市大崎町354)が設置されています。

① 大気汚染に係る環境基準(環境基本法)

物質	環境上の条件	評価の方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準にてらして評価する。なお、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、1日平均値について評価の対象としない。	長期的評価 1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は、環境基準が達成されていないものと評価する。 なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。	

	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

評価の方法	原則として月1回以上の頻度で連続24時間のサンプリングを実施し、その1年平均値で評価する。
-------	---

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

② 二酸化窒素 (NO₂)

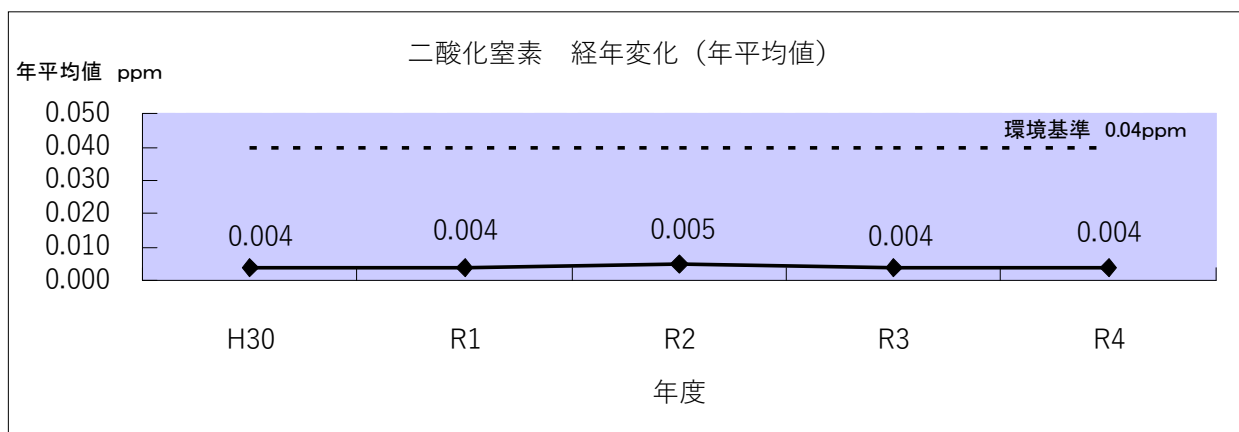
一酸化窒素、二酸化窒素などの窒素酸化物は、主に石油や石炭などの窒素を含む燃料が燃焼したときに一酸化窒素が発生し、この一酸化窒素が大気中で酸化されて二酸化窒素となります。その主な発生源としては、工場のボイラーなどの固定発生源と自動車の排ガスなどの移動発生源があります。

なお、[宮下孝1]県による常時監視結果では、環境基準を達成しました。

令和4年度 二酸化窒素(NO₂)の常時測定結果【新潟県】

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%評価値による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				時間	%	時間	%	日	%	日	%		
大崎	363	8,643	0.004	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.008	0

※日平均値の年間98%値：年間における日平均値のうち、低い方から98%に相当する値



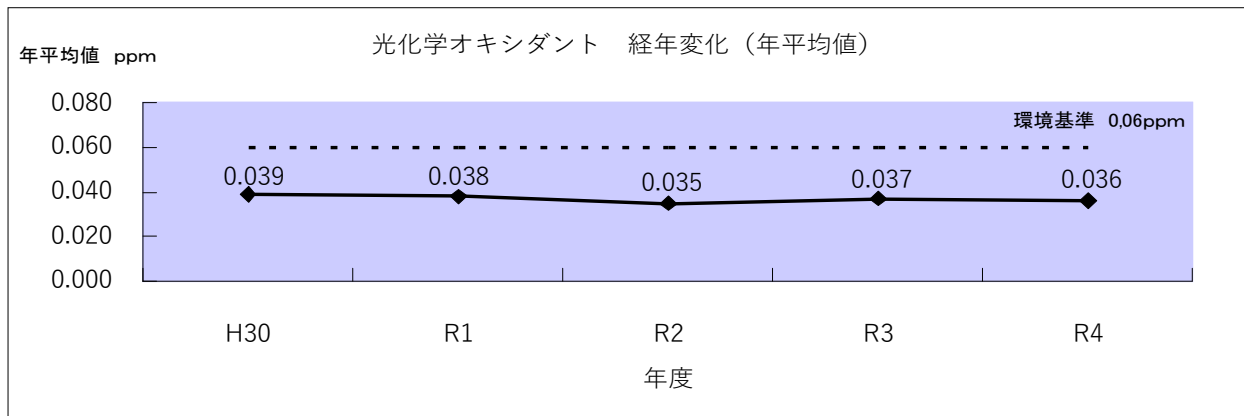
③光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、工場や自動車から排出される窒素酸化物、炭化水素類などが、紫外線により光化学反応を起こすことにより発生し、高濃度では粘膜への刺激や呼吸器に影響を及ぼします。

光化学スモッグ緊急時の対応については、関係機関との情報提供体制を整備していますが、上越地域では、県から光化学スモッグ注意報等の発令はありませんでした。

令和4年度 光化学オキシダント(Ox)の常時測定結果【新潟県】

測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
大崎	365	5,433	0.036	38	229	0	0	0.085	0.046

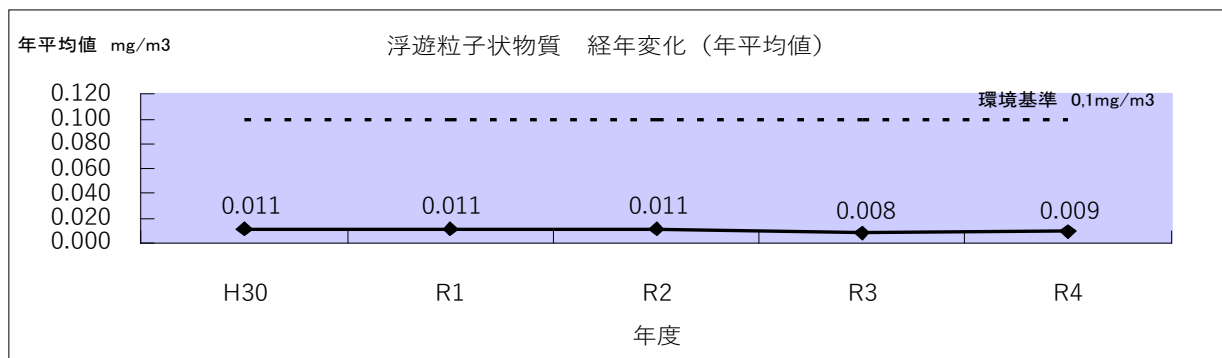


④浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質とは、空気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径が10 μ m (マイクロメートル) 以下のものをいいます。この物質は微小なため大気中に長時間滞留し、人が吸い込むと肺や気管などに沈着するため、呼吸器に影響を及ぼします。主な発生源としては、土壌の舞い上がりなどの自然に由来するものと、工場から排出されるばいじんや、ディーゼル車の排ガスに含まれる粒子状物質などの人間活動に由来するものがあります。県による常時監視結果では、長期的評価に基づく環境基準及び短期的評価に基づく環境基準ともに達成しました。

令和4年度 浮遊粒子状物質 (SPM)の常時測定結果【新潟県】

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	長期的評価			短期的評価				
				日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m3を超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m3を超えた日数	1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m3を超えた日数とその割合		1時間値の最高値
	日	時間	mg/m3	mg/m3	有×無○	日	時間	%	日	%	mg/m3
大崎	361	8,630	0.009	0.023	○	0	0	0.0%	0	0.0%	0.068



⑤微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に漂う粒径 2.5 マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、人の髪の毛の太さの 30 分の 1 程度の大きさです。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のものや土壌、海洋、火山等の自然起源のものがあります。

なお、上越地域の測定は、深谷測定局(上越市大字三橋 840)、糸魚川測定局（糸魚川市横町 3 丁目 257-7）で行っています。

また、PM2.5 注意喚起の対応については、情報を迅速かつ正確に市民や事業所等へ周知するためのマニュアルや学校等への連絡体制ができています。

【PM2.5 の環境基準】

年平均値が 15 マイクログラム以下であり、かつ、1 日平均値が 35 マイクログラム以下であること。

【注意喚起のための暫定指針（平成 26 年 11 月改正）】

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値※3	
			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
	日平均値(μg/m ³)		5 時～7 時	5 時～12 時
II	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。(高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85 超	80 超
I	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85 以下	80 以下
I (環境基準)	35 以下※1			

※1 環境基準は環境基本法第 16 条第 1 項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準 PM2.5 に係る環境基準の短期基準は日平均値 35μg/m³であり、日平均値の年間 98 パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

【上越地域の測定局での環境基準達成状況】

測定局名	1 年平均値 (μg/m ³)	1 日平均値 (μg/m ³)
深谷 (上越市)	9.2	19.5
糸魚川 (糸魚川市)	7.9	18.7
環境基準	15	35

※1 日平均値の年間達成状況は、年間 98 パーセンタイル値(365 日のデータの上から 8 番目の値)で評価する

(2) 水質環境の保全

市内には、本市を南北に縦断する関川、矢代川をはじめ、大田切川、渋江川など多数の中小河川が流れています。これらの河川は水道水源や農業用水などに利用されていることから、水質環境を保全していく必要があります。

本市では、環境保全のため、河川の水質調査、工場・事業所の排水調査等による河川環境の監視を行いました。

①公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（環境基本法）

■人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロベン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする
- 2 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする

■生活環境の保全に関する環境基準

河 川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性 (注1~5参照)	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	関川上流 (一之橋より上流) 渋江川上流 (大川橋より上流) 矢代川上流 (瀬渡橋より上流)
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	関川中流 (一之橋から渋江川合流点まで) 矢代川下流 (瀬渡橋から関川合流点まで)
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	関川下流 (渋江川合流点より下流)
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	渋江川下流 (大川橋から関川合流点まで)
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	—

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする
- 2 農業利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする
- 3 以下省略

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

②公共用水域への排出基準（水質汚濁防止法）

■有害物質に関する排出基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ホウ素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海 域 230 mg/L
フッ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海 域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備 考

- 「検出されないこと」とは、別に定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない

■生活環境項目に係る排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8 以上～8.6 以下 海 域 5.0 以上～9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
磷含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備 考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 ℓにつき 9,000 mgを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する
- 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する

③河川水質調査

関川及びその支流 14 ヶ所（関川をきれいにする連絡会で 12 ヶ所実施、市単独で 2 ヶ所実施）で測定し、環境基本法で定める生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準）の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量：有機物質による汚濁の指標）75%値でみると、すべての地点で環境基準を達成しました。

■河川水質調査結果（BOD75%値）

河川名	採水地点		環境基準値		H30	R1	R2	R3	R4
			類型	基準値					
関川	2	苗名滝橋	AA	1	0.8	0.5	0.6	0.9	0.5
	(県)	一之橋上流	AA	1	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7
	3	大鹿大橋	A	2	0.7	0.5	0.8	0.8	0.5
	(県)	泉橋	A	2	0.8	0.9	0.7	0.9	1.0
	4	鳥坂発電所	A	2	0.9	0.6	0.9	0.9	0.7
	(県)	広島橋	B	3	1.2	1.0	1.3	1.4	1.1
	(国)	稲田橋	B	3	1.3	1.0	1.6	1.2	0.9
	(国)	春日山橋	B	3	1.6	0.7	1.1	1.1	0.9
渋江川	(上)	信濃渡橋	AA	1	0.9	0.6	0.5	0.7	0.6
	(上)	川倉地先	AA	1	0.6	0.6	0.8	1.0	1.0
	12	南谷内橋	C	5	3.8	1.1	2.1	1.9	0.6
	14	高柳橋	C	5	1.2	0.8	1.1	1.2	1.4
	(県)	中川新道橋	C	5	1.5	1.4	1.5	1.8	0.8
	15	押切橋	C	5	1.2	1.1	1.6	2.1	2.1
片貝川	16	飯山橋	—	—	0.9	1.0	1.0	1.0	0.5
矢代川	19	市柳橋	AA	1	0.6	0.5	1.1	0.9	0.5
	(上)	瀬渡橋上流	AA	1	0.9	0.7	0.8	0.9	0.5
	(上)	新箱井橋	A	2	1.0	0.6	0.8	0.8	0.7

※BOD75%値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目

(nは日平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする(0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる)

※ ：BOD75%値で環境基準を達成しなかったことを示す

※(県)：新潟県において調査したことを示す

※(国)：国土交通省において調査したことを示す

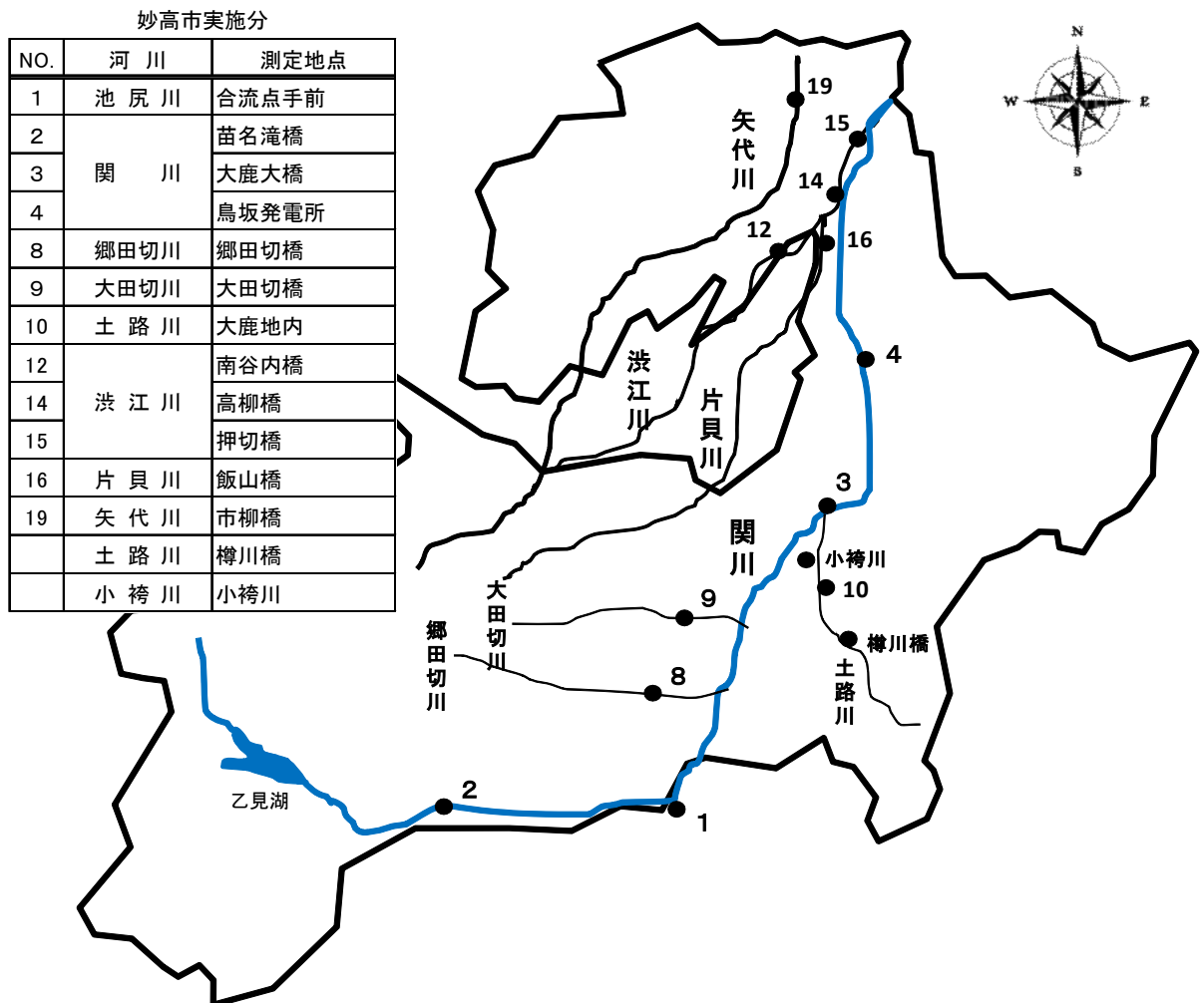
※(上)：上越市において調査したことを示す

※類型：河川の水質環境基準として、水の利用目的などに応じてAAからE類型を定めている
AA類型が最もきれいな水となる

※関川の測定地点である(国)稲田橋、(国)春日山橋、(国)直江津橋については上越市内となる

※渋江川の測定地点である(上)信濃渡橋、(上)川倉地先については上越市内となる

※矢代川の測定地点である(上)瀬渡橋上流、(上)新箱井橋については上越市内となる



④工場・事業所排水調査

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法では、特定施設を有する事業所に対し、排水基準を設けて規制しています。

当市では、妙高市公害防止条例に基づき、6事業所7排水口の立入検査を実施しました。すべての事業所において、排水基準に抵触するものではありませんでした。

⑤魚類水銀汚染

関川水系は、昭和48年に行った全国総点検の結果、一部の魚類で魚介類の水銀の暫定的規制値相当を超えていることが判明し、県では魚類の販売の自主規制及び食用抑制を指導しています。

■ 関川水系における魚類の販売の自主規制及び食用抑制の指導状況（令和5年3月末現在）

1 以下の地点より上流の関川水系では、全魚種について指導を解除している。

河川	地点
堀切川	砂防堰堤
関川	苗名滝
片貝川	第1号堰堤
矢代川	第2号堰堤

2 以下の地点より上流の上記1を除く関川水系では、ニジマス、ヤマメ、アユ、カワヤツメ及びイワナを除く魚種について、販売の自主規制及び食用抑制の指導を継続している。

河川	地点
保倉川	農業用水取水堰（上越市浦川原区顕聖寺地内）
飯田川	落差工（上越市牧区落田地内）
櫛池川	砂防堰堤（上越市清里区荒牧地内）
別所川	第3号堰堤（上越市板倉区別所地内）
平丸川	第1号堰堤（妙高市猿橋地内）
長沢川	床固工（妙高市猿橋地内）
片貝川	砂防堰堤（妙高市小出雲3丁目渋江川合流点）
渋江川	第3号砂防ダム（上越市中郷区岡川）
十三川	第1号堰堤（妙高市錦町1丁目地内）
矢代川	農業用水取水堰（上越市大字石沢地内）
青田川	床固工（妙高市青田地内）

3 上記1及び2を除く関川水系では、アユ、カワヤツメ及びイワナを除く魚種について販売の自主規制及び食用抑制の指導を継続している。

「関川をきれいにする連絡会」で、関川水系の魚類の水銀調査を行いました。市内の河川で採捕したウグイ14検体について、暫定的規制値相当(一区域内の同一魚種について10検体(最低5検体)の総水銀含有量の平均値が0.4ppmかつ、メチル水銀含有量が0.3ppm以上)を超えるものはありませんでした。

区域	魚類	総水銀				アルキル水銀			
		最高 (ppm)	最低 (ppm)	平均 (ppm)	0.4ppmを 超えた割合	最高 (ppm)	最低 (ppm)	平均 (ppm)	0.3ppmを 超えた割合
関川上流 (妙高市)	ウグイ	0.12	0.08	0.09	0/6	—	—	—	—
関川中流 (上越市)	ウグイ	0.19	0.10	0.14	0/10	—	—	—	—
関川下流 (上越市)	ウグイ	0.12	0.10	0.11	0/6	—	—	—	—
	フナ	0.09	0.02	0.06	0/6	—	—	—	—
	ニゴイ	0.13	0.08	0.10	0/3	—	—	—	—
渋江川 (妙高市)	ウグイ	0.13	0.10	0.11	0/5	—	—	—	—
矢代川 (妙高市)	ウグイ	0.20	0.19	0.19	0/3	—	—	—	—
櫛池川 (上越市)	ウグイ	0.14	0.09	0.11	0/5	—	—	—	—

保倉川 (上越市)	ウグイ	0.10	0.08	0.19	0/3	—	—	—	—
	フナ	0.03	0.03	0.03	0/3	—	—	—	—
	ニゴイ	0.10	0.04	0.07	0/3	—	—	—	—
計					0/53				

※アルキル水銀とは、有機水銀化合物の一つで、メチル水銀、エチル水銀などがあり、きわめて、毒性が強い

■暫定的規制値を超えるとは…

一区域内の同一魚類について 10 検体、最低 5 検体の魚介類の総水銀含有量の平均値が 0.4ppm を超え、かつ、メチル水銀含有量が 0.3ppm を超えるものをいう

■暫定的規制値相当とは…

内水面産の魚介類については、含有する水銀について暫定規制値の適用がないことから、海域における同規制値を暫定的規制値相当と表現した

⑥河川の底質水銀

「関川をきれいにする連絡会」で、事業所排水口周辺の底質水銀濃度調査を行いました。当市内では 4 地点で調査を行いました。暫定除去基準(25ppm)を超えるものはありませんでした。

なお、白田切川地点は、他の地点より測定値が高い理由としては、火山由来の水銀が存在する妙高山に源流を発していることによる自然的要因が影響しています。

採取地点	総水銀 (ppm)				
	H30	R1	R2	R3	R4
白田切川	3.30	4.10	3.20	7.20	5.00
★日本曹達(株)二本木工場西ヶ窪排水口直下	0.28	0.05	0.30	0.30	0.23
★日本曹達(株)二本木工場東木島排水口直下	0.04	0.07	0.03	0.09	0.08
(株)ダイセル新井工場排水口上流 200m	0.18	0.03	0.06	0.25	0.07
(株)ダイセル新井工場排水口上流高柳橋	0.05	0.04	0.03	0.39	0.03
(株)ダイセル新井工場排水口直下	0.05	0.05	0.02	0.21	0.30
★信越化学工業(株)排水口直下	0.01	0.01	<0.01	0.01	<0.01

※ ★印の採取地点の調査は上越市で実施

底質の暫定除去基準…昭和 50 年 10 月 28 日付け環水管第 119 号 環境庁水質保全局長通達

昭和 63 年 9 月 8 日付け環水管第 127 号 改定

水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式より算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては、25ppm 以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

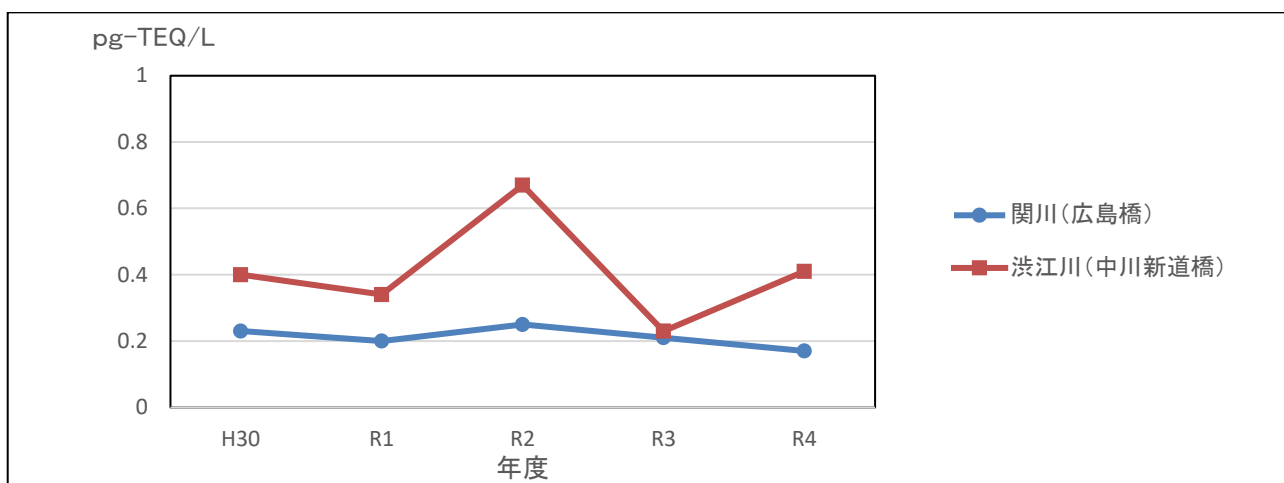
⑦ダイオキシン類

新潟県では、ダイオキシン類対策特別法の規定に基づき、大気・土壌・地下水・公共用水域の水質及び底質のダイオキシン類による汚染状況を把握するため、調査を行っています。当市においては、1地点(広島橋)で河川の水質調査を行いました。環境基準を超えるものではありませんでした。

■ダイオキシン類測定結果

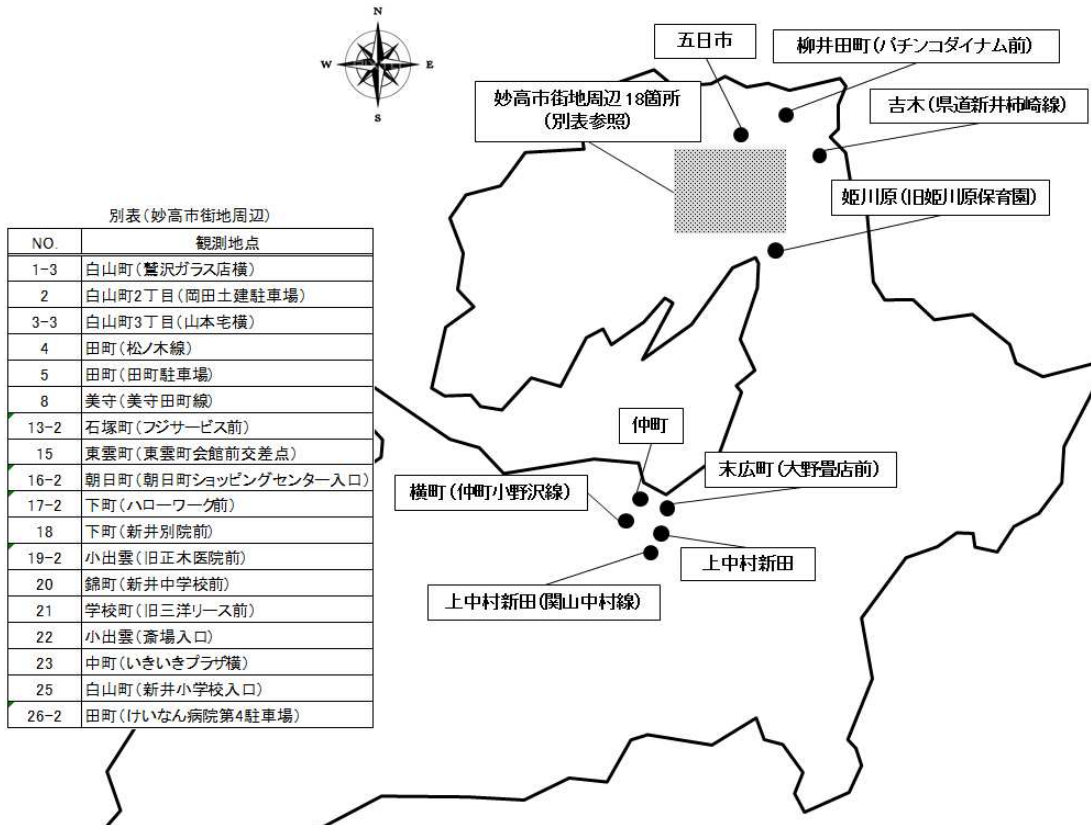
(単位：pg-TEQ/L)

区 分	調査河川	調査地点名称	調査年月日	水 質		
				測定値	年平均値	環境基準
河 川	関 川	広 島 橋	R4.8.23	0.17	0.17	1
	渋江川	中川新道橋	R4.10.3	0.41	0.41	1

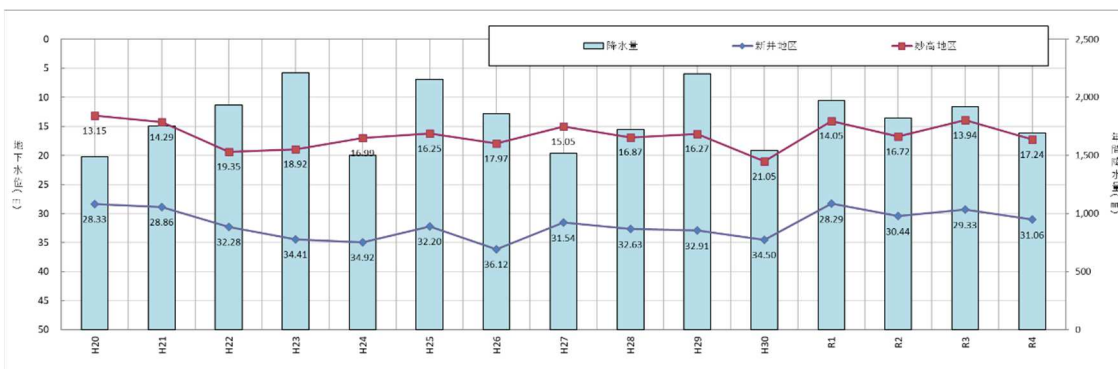


(3) 土壌・地下水汚染の防止

市内の地下水位測定を継続して実施しました。降雪パイプ揚水量の増加に伴い、長期的には地下水位の低下が見込まれることから、新井地区 22 箇所、妙高地区 5 箇所の地下水位継続観測及び保全対策を推進しました。



■地下水位観測結果



14年前の平成20年度と比較すると、新井地区では2.73m、妙高地区では4.09mの水位減少が見られました。観測井戸の変更や年度毎の降雪状況も異なるので一概に判断できないものではありますが、水位は減少傾向であると考えられます。

(4) 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進

騒音や振動の主な発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車などがあります。環境基本法では生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。工場・事業場における事業活動及び建設工事に伴って発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例により規制しています。

事業活動に伴って発生する悪臭については、悪臭防止法で必要な規制を行っています。

<騒音・振動対策>

①騒音に係る環境基準（環境基本法）

■一般地域の基準値

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 dB 以下	40 dB 以下
A 及び B	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

- (注) 1 昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする
- 2 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

■道路に面する地域の基準値

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする

基準値	
昼間	夜間
70 dB 以下	65 dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。	

※幹線交通を担う道路とは

- (1) 道路法第 3 条に規定する高速道路自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る）
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

※幹線交通を担う道路に近接する空間とは

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

②環境騒音調査結果

市では環境基準の達成状況を把握するため、一般地域で5地点、道路に面する地域で4地点、高速道路沿道地域で4地点の計13地点で環境騒音の測定を実施しました。

その結果、道路に面する地域の昼間1地点で環境基準を超過しましたが、それ以外の地点については、環境基準を達成しました。

■一般地域

(単位：dB)

No.	地域の類型	測定地点	時間帯		環境基準値	
			昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)	昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
1	A類型	学校町 10	46	40	55	45
2	B類型	月岡 1-14-21 (住宅地)	48	38		
3	C類型	栄町 5-1 (妙高市役所)	48	39	60	50
4		工団町 109-2 (新井工場団地)	53	49		
5		石塚町 1-10-21	44	45		

■道路に面する地域

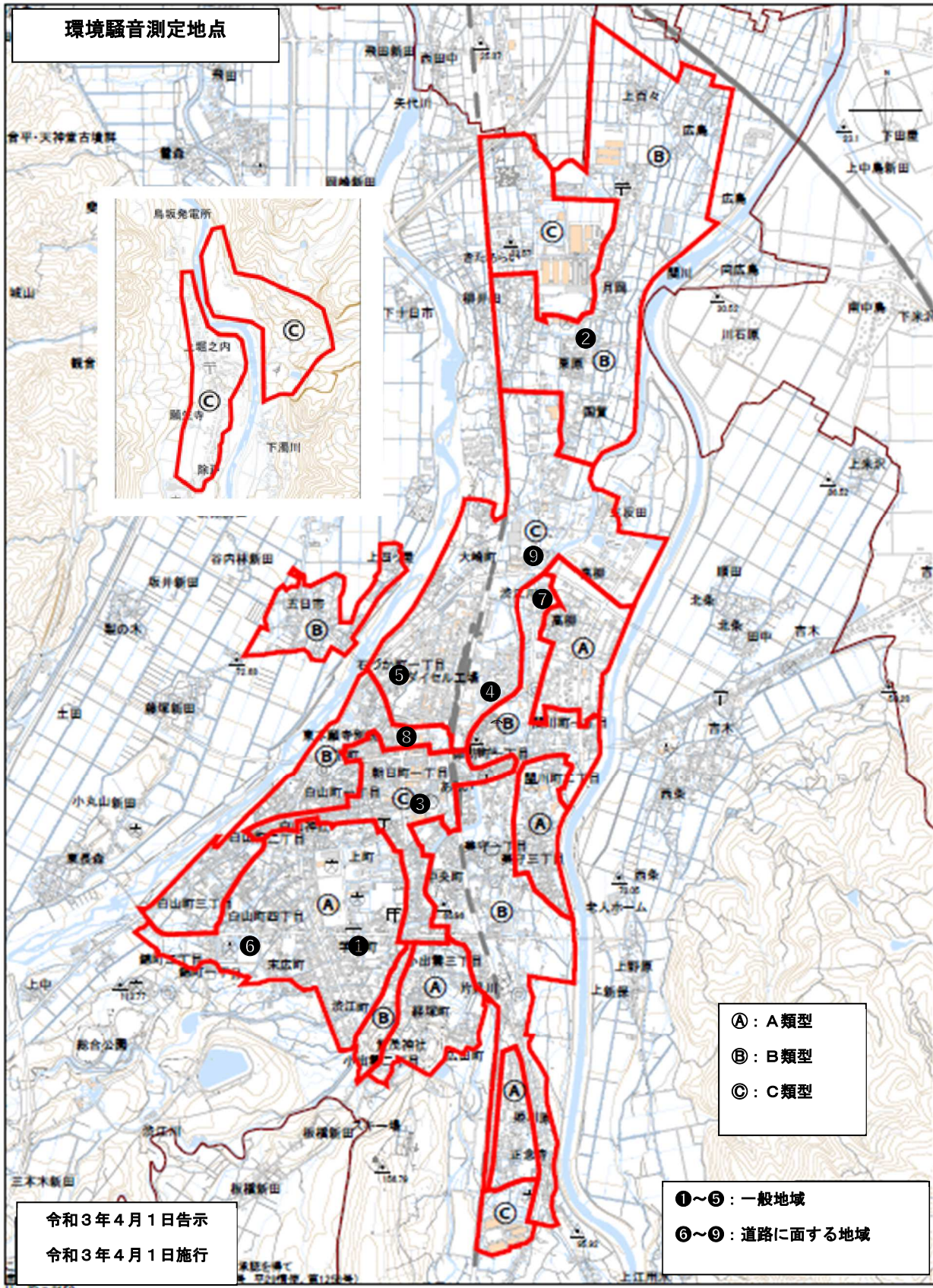
(単位：dB)

No.	地域の類型	測定地点	時間帯		環境基準値	
			昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)	昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
6	A類型のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	錦町 1-1-20 (市道東長森横町線)	60	49	60	55
7	幹線交通を担う道路に面する地域	高柳 1-13 (一般国道 292号)	68	58	70	65
8		東雲町 5-15 (主要地方道新井柿崎線)	61	50		
9		中川 5-7 (一般国道 292号)	69	60		

■高速道路沿道地域 (上信越自動車道)

(単位：dB)

No.	地域の類型	測定地点	時間帯		環境基準値	
			昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)	昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
10	B類型相当	関山 4900-2	49	48	65	60
11	B類型相当(近接空間)	田切 576	55	55	70	65
12	B類型相当(近接空間)	関川 792-6	53	51		
13	B類型相当	関山 6893-15	57	56	65	60



③騒音・振動の規制基準（騒音規制法・振動規制法・県条例）

■特定工場に係る規制基準

区分	騒音規制法 振動規制法	県条例	基準値			
			昼間	朝・夕	夜間	
騒音	第1種区域	第1種区域	50 dB 午前8時～午後6時	40 dB 朝：午前6時～午前8時 夕：午後6時～午後9時	40 dB 午後9時～午前6時	
	第2種区域	第2種区域	55 dB 午前8時～午後6時	50 dB 朝：午前6時～午前8時 夕：午後6時～午後9時	45 dB 午後9時～午前6時	
	第3種区域	第3種区域	65 dB 午前8時～午後8時	60 dB 朝：午前6時～午前8時 夕：午後8時～午後10時	50 dB 午後10時～午前6時	
	第4種区域	第4種区域	70 dB 午前8時～午後8時	65 dB 朝：午前6時～午前8時 夕：午後8時～午後10時	60 dB 午後10時～午前6時	
振動	第1種区域	第1種区域	60 dB 午前8時～午後7時	/	55 dB 午後7時～午前8時	
		第2種区域				
	第2種区域	第3種区域	65 dB 午前8時～午後8時		/	60 dB 午後8時～午前8時
		第4種区域				

備考

- 1 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする
- 2 第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値とする（振動では振動規制法に該当する場合）
- 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である

■飲食店営業等に係る規制基準

区域の区分	規制基準	規制時間	対象営業
第1種区域	40 dB 以下	午後10時から 翌日の午前6時	飲食店営業等 (飲食店営業、喫茶店営業、専らカラオケ装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業)
第2種区域	45 dB 以下		
第3種区域	50 dB 以下		
第4種区域	60 dB 以下		

備考

- 1 規制基準は、飲食店営業等の営業所から発生する騒音の当該営業所の敷地の境界線又はこれに相当する場所における大きさの許容限度とする
- 2 第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値とする

■音響機器の使用の制限

対象地域	規制時間	音響設備	備考
第1種区域 及び 第2種区域	午後11時から 翌日の午前6時	カラオケ装置 録音再生装置 楽器器 拡声装置	ただし、当該音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りでない。

■騒音規制法・振動規制法及び県条例に基づく騒音・振動特定施設

施設の種類の種類		騒音特定施設		振動特定施設	
		法令	条例	法令	条例
金属加工機械	圧延機械	定格出力の合計が22.5kW以上のもの	すべてのもの	-	すべてのもの
	製管機械	すべてのもの	すべてのもの	-	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のもので定格出力が3.75kW以上のもの	ロール式のもの	-	すべてのもの
	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスを除くすべてのもの	すべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	せん断機	定格出力が3.75kW以上のもの	原動機を使用するもの	定格出力が1kW以上のもの	定格出力が1kW以上のもの
	鍛造機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	すべてのもの	定格出力が37.5kW以上のもの	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの	タンブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの	-	-
	タンブラー	すべてのもの	すべてのもの	-	-
	研磨機	-	工具用を除く	-	-
	切断機	といしを用いるもの	といしを用いるもの	-	-
自動施盤	-	棒材加工用のもの	-	-	
圧縮機及び送風機	圧縮機	空気圧縮機で定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの
	送風機	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの	-	-
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	すべてのもの
繊維機械	織機	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
	撚糸機	-	すべてのもの	-	-
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のもの	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のもの	-	-
	アスファルトプラント	混練機の混練容量が200 kg以上のもの	混練機の混練容量が200 kg以上のもの	-	-
穀物用製粉機		ロール式のもので定格出力が7.5kW以上のもの	ロール式のもので定格出力が7.5kW以上のもの	-	-
木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	チップパー	定格出力が2.25kW以上のもの	すべてのもの	定格出力が2.2kW以上のもの	定格出力が2.2kW以上のもの
	破木機	すべてのもの	すべてのもの	-	-

施設の種類		騒音特定施設		振動特定施設	
		法令	条例	法令	条例
木材加工機	帯のこ盤	製材用のものは定格出力が15kW以上のもの、木工用のものは定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	-	-
	丸のこ盤	製材用のものは定格出力が15kW以上のもの、木工用のものは定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	-	-
	かんな盤	定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	-	-
抄紙機		すべてのもの	すべてのもの	-	-
印刷機械		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	定格出力が2.2kW以上のもの	定格出力が2.2kW以上のもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
鋳型造型機		ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの
バーナー		-	バーナーの燃焼能力が重油換算で1時間当たり15L以上のもの	-	-
電気炉		-	すべてのもの	-	-
キューボラ		-	すべてのもの	-	-
遠心分離機		-	直径1.2m以上のもの	-	直径1.2m以上のもの
コンクリートブロック製造機等	コンクリートブロック製造機	-	すべてのもの	定格出力の合計が2.95kW以上のもの	すべてのもの
	コンクリート管及びコンクリート柱製造機	-	すべてのもの	定格出力の合計が10kW以上のもの	すべてのもの
ドラム缶洗浄機		-	すべてのもの	-	-
スチームクリーナー		-	すべてのもの	-	-
ポンプ		-	定格出力が3.75kW以上のもの	-	定格出力が3.75kW以上のもの
天井走行クレーン及び門型走行クレーン		-	定格出力が7.5kW以上のもの	-	-
集じん装置		-	すべてのもの	-	-
冷凍機		-	往復動式、ロータリー式又は遠心式のもので、原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	-	-
クリーニングタワー		-	定格出力が0.75kW以上のもの	-	-
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		-	-	カレンダーロール機以外のもので定格出力が30kW以上のもの	カレンダーロール機以外のもので定格出力が30kW以上のもの
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		-	-	-	船舶車両の原動機として使用するものを除き、定格出力が15kW以上のもの
オシレーティングコンベア		-	-	-	すべてのもの

備考

- 1 法令では、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物及び鉱山保安法第13条第1項の経済産業省令で定める施設（同法第2条第2項ただし書に規定する附属施設にされるものを除く。）については、届出義務等の規定を運用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる
- 2 条例では、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物又はガス事業法第2条第2項に規定するガス工作物は特定施設から除外する

④特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類	法令及び条例の適用		基準値	作業禁止時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業禁止日	届出期間	
	法令	条例		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域				
騒音関係	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機を、アースオーガと併用する作業を除く）	○	○	85 dB	19時から7時	22時から6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日間を超えないこと	日曜日及びその他の休日	作業の開始の7日前までに届出
	びょう打機を使用する作業	○	○								
	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、50mを超えない作業に限る）	○	○								
	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	○	○								
	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）	○	○								
	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業	○	○								
	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業	○	○								
	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業	○	○								
	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	-	○								不要
振動関係	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい抜機を除く）を使用する作業	○	-	75 dB						作業の開始の7日前までに届出	
	鋼球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業	○	-								
	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離	○	-								

が、50mを超えない作業に限る)										
	ブレーカー(手持式のを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、50mを超えない作業に限る)	○	-							

備考

- 1 1号区域とは
 法令：第1種区域、第2種区域、第3種区域及び学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域
 条例：第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
- 2 2号区域とは、指定区域のうち、前号に掲げる区域外の区域
- 3 基準値は、作業の場所の敷地境界線における値

<悪臭対策>

①悪臭防止法に基づく規制基準

■敷地境界線における規制基準

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度(臭気指数)	10	12	13

■気体排出口における規制基準

- 1 排出口の高さが15m以上の場合は、「敷地境界線における規制基準」を基礎として、悪臭防止法施行規則に規定する計算式を用いて算出される臭気排出強度とする。
- 2 排出口の高さが15m未満の場合は、「敷地境界線における規制基準」を基礎として、悪臭防止法施行規則に規定する計算式を用いて算出される臭気指数とする。

■排出水の規制基準

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度(臭気指数)	26	28	29

■臭気指数・臭気濃度とは…

においのある空気は無臭の空気中、においの感じられなくなるまで希釈した場合の、希釈倍数(臭気濃度)を対数で表示したもの。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

②悪臭の臭いの種類と主な発生源

物質名	におい	主要発生源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
二酸化メチル		
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青くさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	4 刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン		
トルエン	ガソリンのようなにおい	
キシレン		
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようにおい	
イソ吉草酸		

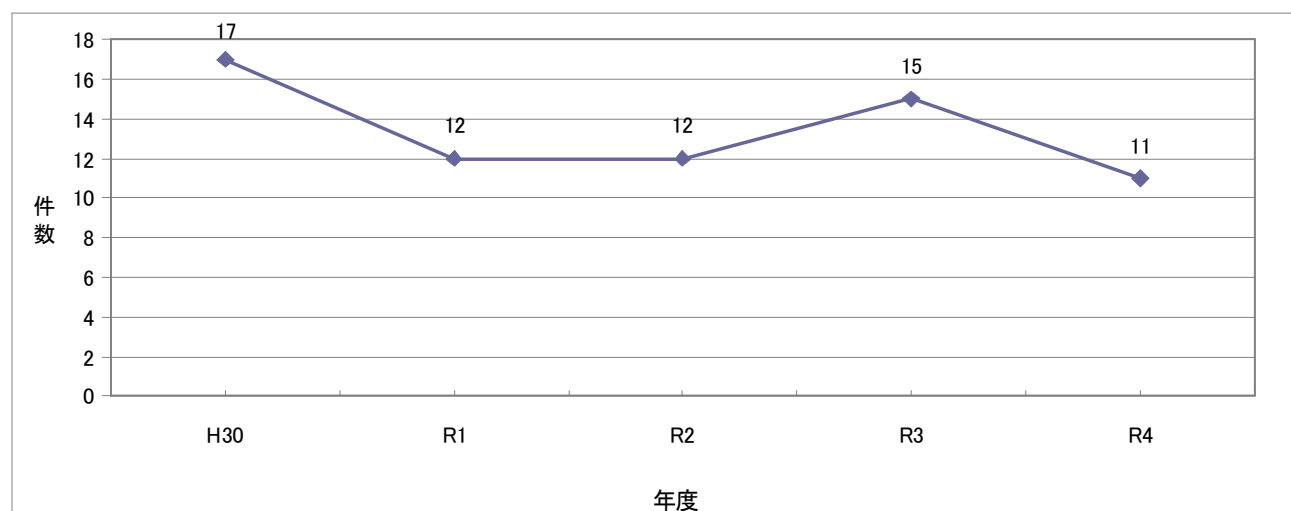
<公害苦情>

環境基本法では、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭の7つを公害と定めており、これを典型7公害といいます。

公害苦情件数は11件で、前年度比△4件となりました。

公害苦情の主な要因は、野焼きや油の流出であり、市民の不注意などに起因するため、市報等で注意喚起を行っています。

■公害苦情件数の推移



■令和4年度の内訳

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
0	2	0	1	0	0	2	6	11

2) 地域ぐるみの美化活動の促進

ボランティアの育成・支援

クリーンパートナーの実施

市民・事業所がボランティアで行う「公共の場所」での環境美化活動を当市が支援することによるパートナーシップによるまちづくりを推進しています。

■クリーンパートナー活動団体数の推移

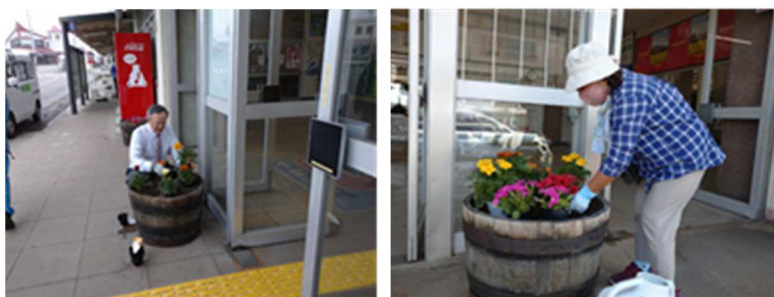
年 度	H30	R1	R2	R3	R4
団体数 (団体)	25	24	23	26	27



クリーンパートナーの様子

環境美化推進事業（植栽活動）の実施

子どもから大人まで花を愛する心を育むとともに、市内における景観の美化及び住民相互の交流の活性化を図るために、地域団体等が行う花壇づくりやプランター等への植栽に対して必要な物品を支給しました。また、市内の3つの駅前（北新井駅・新井駅・妙高高原駅）においてプランターが設置されている花壇への植栽を実施しました。



植栽された花壇

* 令和4年度実績

- ・支給団体数…3団体
- ・支給額…13,514円
- ・植栽面積…約75㎡
- ・50㎡以上の面積であることが条件

第6章 学びと行動

1 みんなが環境について学びを深め、次代へ引き継ぐために行動するまち

1) 学び

①環境情報の収集・発信

- ・市民や事業所の環境意識の醸成を図るため、市報みょうこうにおいてゼロカーボンニュースやSDGs通信を毎月掲載し、脱炭素につながる取組や身近でできる省エネ行動のほか、SDGsに関する考え方や取組などを紹介し、行動変容を促しました。
- ・ごみ減量説明会にあわせてゼロカーボンに関する説明を実施し、ごみの減量から脱炭素につながるという流れでの意識啓発を図りました。

②環境教育の推進、③環境学習の推進

- ・ライチョウ保護と地球温暖化対策をテーマとした環境学習や、森林と自然環境とのかかわり・森林整備の必要性について関心を深めてもらう森林学習など、様々なメニューからなる「みどりの環境学習」を実施しました。
- ・国立妙高青少年自然の家や上越環境科学センターと連携した学習に加え、令和4年度よりごみ・リサイクルなどについての意識啓発や処理施設の見学等も学習メニューに加え、さらなる学習機会の提供に努めました。

■みどりの環境学習の参加者数（延べ人数）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
参加者数	1,077人	809人	873人	217人	694人

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
環境教育の年間取組学校数	8校	市内全校

【実績】

R2	R3	R4
8校	4校	8校

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
環境学習への年間取組団体数	1 団体	10 団体

【実績】

R2	R3	R4
1 団体	1 団体	1 団体

■エコ標語・川柳、エコポスター、マイバッグエコバッグの募集

今までのライフスタイルを見直し、「もったいない」を合言葉に資源循環型社会、地球温暖化防止への実践活動に取り組むきっかけづくりとするため、市民よりエコ標語・川柳、エコポスター、マイバッグの募集を行いました。優秀な作品は令和4年10月1日に妙高市環境衛生対策協議会で表彰するとともに、ごみの出し方カレンダーへの掲載やエコポスターの最優秀賞作品は環境啓発ポスターとして市内の公共施設や集会場、集客施設での掲示を行いました。



「ありがとう
ことわることも
いりません
エコ」



令和4年度 最優秀賞受賞作品

2) 行動

①地域、②事業所、③環境保全団体等のネットワーク化

- ・地域でのごみ説明会などを通じて、ごみの減量化や再エネ・省エネなどに対しての意識を醸成し、環境に配慮した生活の普及に努めました。

- ・市内中小事業者への環境配慮活動への取り組みを促進することを目的として、エコアクション21（EA21）の普及を図りました。
- ・市民・事業所・県などの関係機関の連携を図りながら、様々な活動に関する情報を適宜発信するよう努め、環境活動の実施を促しました。

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
エコアクション21、 ISO14001 認証取得事業所数	12 団体	25 団体

【実績】

R2	R3	R4
12 団体	12 団体	12 団体

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
ゼロカーボン推進事業所登 録数	0 事業所	100 事業所

【実績】

R2	R3	R4
0 事業所	0 事業所	0 事業所